

経済・体育施設に関する調査特別委員会会議録

平成30年3月12日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:21

○委員長

ただいまから、経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。「議案第19号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

「議案第19号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書の5ページをお願いいたします。

所掌事務が終了しました飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会を廃止しまして、新地方卸売市場の調査測量設計委託の実施に当たり、附属機関であります飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定委員会を設置しまして、公募型プロポーザル方式による設計事業者の選定について、調査、審議をさせるため、本条例の改正を提案するものでございます。

委員につきましては、学識経験者4人、市職員3人の計7人を予定しております。あわせまして、飯塚市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において、当該委員の報酬額を1万5千円と定めるものでございます。以上、簡単ではございますが、「議案第19号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

この卸売市場建設設計者選定委員の設置以降の日程について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○都市施設整備推進室副室長

プロポーザル方式による事業者選定委員会は3回を想定しております。第1回目に募集要領等の確認、第2回目に提案をいただいた事業者から一定数までの絞り込み、それと、ヒアリングをする際、2次審査になります内容のご審議、最後の第3回目に絞り込んだ事業者さんからのヒアリング等を実施して、選定事業者を特定するというところで、3回の選定委員会の開催を予定しております。

○川上委員

今のわかりにくいので、何月とイメージがあれば、そのところ答弁してください。

○都市施設整備推進室副室長

具体的にまだスケジュールは定めておりませんが、募集に約1月程度、その後審査会を開くということで、できたら5月中に設計事業者を特定したいというふうに考えております。

○川上委員

先ほど絞り込みというふうに言われたんだけど、それはどういう作業なんですか。

○都市施設整備推進室副室長

すいません。言葉的に正しかったかどうかはございますけれども、1次審査ということで、実際のその設計会社の規模、経営状況、設計者の一級建築士等の技術者が何人いるか、そういった客観的な指標といいますか、で判断しまして、事業者を絞り込むということになります。また、第3回目のヒアリングにつきましても絞り込んだという言葉になりましたけれども、審査ということで、ヒアリングを実施して事業者を特定するというところでございます。

○川上委員

よくわかりにくいんだけど、募集をかけますよね。そして、応募があります。それを、第1次

審査は客観的な指標で第1次審査をする。それと、第2次審査があるのか、第3次審査があるのかよくわからなかったんだけど、最後は個別面接、ヒアリングですか。そこのところがちょっと、あなた方は職員採用も何度やってきているんだから、もう少しわかりやすく、市民が聞いてわかるように説明してくれませんか。

○都市施設整備推進室副室長

説明不足で申しわけございませんでした。第2回目で、先ほど言いました客観的な手法で審査を行う。第3回目に各事業者からのヒアリングをしまして、そのヒアリングが第3回目、この1回だけで事業者を選定するというものでございます。そのヒアリングの内容につきましては、募集の提案書とそれから事業者のプレゼンテーション、この2つに基づきまして、設計事業者を特定するという形になります。すいません、審査につきましては2回になります。1次審査が客観的な審査、2次審査で今申し上げましたヒアリングを行って事業者を特定するということになります。

○川上委員

私が悪いんですかね。1回目の会合で、みんなで頑張りましょうねって話をするわけでしょう。2回目に、応募者を客観的なと、今おっしゃったことで審査をします。ここで、先ほど絞り込むと言われたので、応募者がもし10者あれば、共同企業体かもしれないけども、10者あれば何者かを点数とかによって、5者ぐらいに絞って、その5者の中からヒアリングを、3回目にプレゼンテーションしてもらって、1者ずつするんでしょうけれど、要するに1次の審査で、審査はしますけど、10者そのままヒアリングを受けられるということなのか、それとも、仮に10者の場合は、もう3者に、ヒアリングをする対象を3者にしてしまうのか、そこのところも決まっているんですか、それは。

○都市施設整備推進室副室長

まず、3回目のプレゼンテーションを行う審査というのは1日で完結するように考えております。そうしますと、1日でプレゼンテーションを受けられる会社数というのがおのずと決まってくるので、現在、我々のほうで考えておりますのが、先ほど委員がおっしゃられた、仮に10者というふうに応募があった場合には、4者程度に1次審査で、言葉として「絞り込む」というような形を考えております。

○川上委員

なかなか興味深い選定方法だなと思いますけども。応募が何者であろうと、1次審査で4者に絞り込むわけですね。4者と決まっているわけですか。

○都市施設整備推進室副室長

第1回目の選定委員会においてのご審議いただく内容になります。現在は事務局といいますか、都市施設整備推進室のほうで考えているのが4者程度ということで、まだ決定しているわけではございません。

○川上委員

それは誰が決めるんですか。選定方法、今おっしゃった、1次審査で4者に絞り込むという方法。3者でもいいかもしれないけども。考え方としては、1次審査は応募者数そのまま1次審査しておいて、全てからヒアリングを聞くと。ただし、1次審査の結果はこういうことでしたよねという、既に認識があるわけですから、最終当選者を決める材料に1次審査もなると思うけども、その選定方法は誰が決める、市が既に決めているようではないですね。どこで決めるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:14

再 開 10:15

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室副室長

事業者の選定につきましては、今回提案させていただいております事業者選定委員会にて決定をいたします。先ほど、会社は4者程度と申しましたけれども、客観的なその基準に基づいて点数をつけて、点数の上位から選定するというので、ヒアリングにつきましては、時間がかかるものではございません。

○委員長

今、委員のほうから言われたとおり、4者とか5者とか言わなくていいわけよ。選考委員会で決めますと。そこは2者になるかもわからないし、7者になるかもわからない。ただ、バタバタこれを終わらそうと思っているような言い方をするからだめなんですよ。

○都市施設整備推進室副室長

失礼しました。事業者の特定につきましては、事業者選定委員会にて決めます。あと、その選定につきましては、客観的な基準に基づいて、上位から選定していくということになります。

○川上委員

今答弁されたことは、選定委員会が自分たちで決めるわけではないんですね。市が、こういうことで行きますということを決めて、その選定方式をもって選定委員に選定してもらおうということなんですね。どうなんです。

○都市施設整備推進室副室長

まず、第1回目の選定委員会において、募集要領のご審議、それから第1回目の審査について、ご審議いただきます。そこで、配点等を決定いたしますので、客観的な数字についてはその配点が全て当てはまっていくかと思しますので、応募がございましたら、市のほうで点数をつけまして、選定委員会に提案させていただくという形で、そこで選定委員会が決定されるということになります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：18

再 開 10：18

委員会を再開いたします。

○川上委員

今のようなやり取りで、莫大な税金を投入する覚悟があるのかなと。

それで、わかりやすく最初から答弁できます。市民から、何か不透明感があるよなと思われたくないでしょう。きちんと答弁してくれませんか、最初から。

私は、最初に日程どうなっているのかと聞いたんですよ、選定に至る。そしたら、5月末をめぐりとか、こういう段取りでやっていくんですというのを、市の役割はここまでです。それから選定委員会はこういう役割ですというのをきちんと答弁できないのはおかしいでしょう、あなた方。なぜ答弁できないかを、ちょっと胸に手を当てて考えながら答弁してくださいよ。

○委員長

もう一度、きれいにまとめてから言ってください。

○都市施設整備推進室長

まず、今回の選定委員会が組織されましたら、募集要項等のひな形をまず事務局のほうで作成いたします。それで、1回目の選定委員会が開催されましたら、その募集要項と、あと、どういった採点基準でやるかというのを決めていただきます。それで、公募した後に、実際に相手方から書類関係が出てきますので、そこで書類審査を経た後に選定業者、次の最終に行く業者の決定をいたします。最終決定、その最終審査に行かれる業者が決まった段階で、次に、プレゼンテーションなり、ヒアリングを行いまして、業者の選定を行います。先ほど副室長が言いましたように、新年度入りまして募集をして、その後に1カ月程度募集期間を置きまして、その後書類が

出てきて、審査を経て、最終的には5月末ぐらいまでには業者の選定を終了したいというのが、今、こちらのほうで考えているスケジュールでございます。

○川上委員

日程的に言えば、5月中にということなんだけど、それはこの選定委員会の決まりごとというか、任命するときに、委嘱するときに5月中なんですよということを義務づけるわけですか。

○都市施設整備推進室長

選定委員会の期間は、業者が決まるまでということになりますので、今、私のほうから言いました5月を目途に大体、事務局としては終わらせたい。その後、実際の設計業務に入っていただくような形になりますので、そういったことで考えております。

○川上委員

日程に関連して質問ですけれども、1次審査で客観的な点数、基準を決めて、それを超えるものがヒアリングに行けるとということのようですけど、その客観的な基準、点数については、市がもう決めているんですか。

○都市施設整備推進室長

先ほど言いましたように、基本的な部分は事務局からつくって、委員会のほうに提案をします。提案した中で、いや、そういう項目ではなくてこういう項目を入れたほうがいいし、配分としては、こちらのほうが点数を上げたほうがいいのかという意見を全体的にその委員会の中でまとめまして、最終案を決定するというような形になります。

○川上委員

そうしたら、先ほど一級建築士の人数とかいうのが、点数にかかわりを持つような答弁もありましたけど、客観的な基準、それから点数についてどう考えておるのか、市が事務局として提示するものとしてはどう考えておるのか、お尋ねします。

○都市施設整備推進室長

今回の設計に当たりましては、建築物を建てていただくような形になりますので、建築士の数がどの程度いるかと。それと今までの経験がどれだけあるかというようなことも含めまして、項目を選定をさせていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

建築士の人数が、何のかかわりがあるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：24

再 開 10：25

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

先ほど、建築士の人数というのが、今具体的に何人だったら何点とかいうのは決めておりませんが、ある程度経験、先ほど言いました経験とかいう、そういうものも含めまして、そういった経験が多いところのほうが、そういったものに精通しているという考え方も含めまして、点数化するというふうには考えております。

○川上委員

非常に曖昧だということを今おっしゃっているんだろうと思いますね。

それで、メンバーなんだけど、飯塚市としてはアバウトな提案を、事務局として選定委員会に提示すると。その場合は選定委員会の主なメンバーと打ち合わせして出すんでしょうけど、メンバーが、全体が7人で4人が学識経験者、そして3人が飯塚市職員というふうに言われましたけど。まず、飯塚市職員は誰になるんですか。お尋ねします。

○都市施設整備推進室副室長

申しわけございません。この委員会自体は、事業者を特定するまでは、委員非公表ということで従来からさせていただいておりまして、現状では差し控えさせていただきます。

○川上委員

市職員の配置を聞いているんですよ。市職員の配置もここで明らかにしないんですか。

○都市施設整備推進室副室長

職員の役職等を申し上げますと、委員が特定されることとなりますので、繰り返しの答弁になりますが、差し控えさせていただきます。

○委員長

川上委員、そのところちょっとご理解していただきたいと思います。

○川上委員

あまりお互いに信用していないということだね。

それから、学識経験者4人というのは、学識経験者と幅広いですよ。どういった分野の方々を考えておられるのか、お尋ねします。

○都市施設整備推進室副室長

大学の教授、准教授等で、建築それから土木の分野の方を想定しております。また、卸売市場ということで、市場の建設に携わった経験のある方を現在予定しているところであります。

○川上委員

そこで、次のテーマの質問になりますけども、福岡県魚市場には撤退してもらいたくないというふうに、副市長が、市長がいなかったんだけど、この場で、委員会の場で、公式の場では市として初めて市民にわかるように表明されたんだけど、その後、どのような展開になっておられるのか、お尋ねします。

○経済部長

先日の委員会でご報告をさせていただきまして、その後、県魚とも適宜協議をさせていただいております。前回もご答弁申し上げましたとおり、今月、3月をめどにはっきりとした市の方針を出していきたいというふうに考えております。

○川上委員

前回の本特別委員会では、まず、魚市場が撤退しても、花と青果だけで庄内に行きますという決意を表明したね。その一方で、それでいいのかって聞いていくと、先ほど紹介したように、副市長が魚の撤退については困ると、反対であるというのを初めて公式に述べた。この段階で矛盾が既にあったわけですよ。今の経済部長の答弁だと、3月中に市の態度を決めるということですけど、それはどういう意味ですか。

○経済部長

議員ご指摘のとおり、市としては3市場一緒に新しいところへ移転してほしいということでございますが、現状の中で、市としての対応できるものについて協議をしております。先ほどもございましたとおり、平成33年4月開場に向けまして、スケジュール的なこともございまして、市としては2場でもはっきりと移転するという方針決定を明らかにするというのを3月にやりたいというふうに考えております。魚市場の消費者の方等々への今後の対応につきましては、きょうも新聞等報道がございましたけれども、買受人組合等とも今後の対応を話しながら、来年3月の退場でございますので、引き続き、その影響については、市としてできることを考えてまいりたいと思っております。

○川上委員

そうすると、魚市場と市が、前回副市長が反対であるという態度表明、市としての態度表明を、私が副市長で、私が市役所を代表していますということで表明されたんだけど、その後、この魚市場と、この企業とはどういう交渉、話し合いをしたかお尋ねします。

○経済部長

まず、三者協議というお話がございまして、魚市場、県魚と私どもと買受人さんとが2月14日に協議をさせていただきました。その時点におきましても、新聞紙上に出ておりますとおり、買受人さんとしては非常に厳しいけれども、同意をするというようなことで決定がなされております。その折についても、2月14日の時点におきましても、市としては、会社のほうに再度お願いできないかということで話はさせていただいておりますけれども、その場におきましても、県魚としては、来年3月をもって退場するという会社の意思決定が正式にされております。そこら辺につきましても、市といたしましても、最終的な確認ということで、県魚のほうと、今、話をさせていただいているところでございます。

○川上委員

今の話は、2月14日に三者協議の場に市もいて、見直しをその場で求めたってということ言われてるんですかね。

○経済部長

その点も含めて、再度考えていただきたいということは話しております。

○川上委員

2月14日、その場で市として見直しを求めたということを確認しますよ。その上で、話し合いを県魚としておるといことですので、それはいつ、どのような形でそれをしたのかね、何回ぐらいしたのかね、どこで一致してて、どこで一致してないのかね、そここのところを説明してもらえますか。

○経済部長

その間に関しまして、直接、私のほうで県魚と面談はいたしておりません。今、面談する予定を組んでおるところでございます。

○川上委員

そうしたら、副市長が公式に市としては困る、反対だと表明して、2月14日に三者協議の場で見直しを重ねて求めた、それきりですか。面会を申し入れているわけですか。向こうは何ていう返事してるんですか。

○経済部長

面談の予定を、今ほぼ日程を調整しておりまして、先方よりお見えいただくというようなことで今、調整をいたしております。

○川上委員

それはいつの予定ですか。

○経済部長

3月末までには決定したいという方向でございますので、ここ10日前後のところで、今、調整をさせていただいております。

○川上委員

私の関心はね、3月20日が3月定例会の最終日ですから、本議案について議会が最終的な態度をとる日でもあるわけですよ。そのときまでに話し合いができるかどうかというのが関心があるわけです。ここ10日というのは会期中になりますか。あなた、わかってるでしょ、日程。自分が調整してるんだから。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:36

再 開 10:38

委員会を再開いたします。

○経済部長

県魚との協議の日程についてでございますけれども、当方といたしましても早期にということ

でお願いはしておりますけれども、会社のご都合等、準備等もございますので、現段階では、今後10日以内のところでお話ししているところがございます、20日の議会の最終日ということは承知していただいておりますが、そのいつになるかというところについては、まさに今、協議をさせていただいているところでございます。

○川上委員

それは、こちらは部長級、相手方はどのレベルかということで、市長ないし副市長が向こうの代表取締役と話をするための、その前段の話をしようとしているのか、それとも、もう最高会談をしようとしているのか、それはどちらですか。まだわからないですか。

○経済部長

基本的には、もう市の最終的な決定ということで考えておりますので、四役レベルで今、調整をさせていただいております。

○川上委員

いわゆる事前協議ではないということのようですので、それであれば、ここは事の重大性鑑みて、やっぱり飯塚市長、副市長、そろって話に行くとか、それは経済部長も同席する必要があるだろうけど、そういう協議の設定の仕方を考えるべきじゃないかと思うけど、それによって、今度の選定委員会の議案についても、議会としては態度の取りようがあるかと思うわけですよ。少なくとも共産党はそうです。ですから、その日程がいつになるかについて重大な関心を持つてるんだけど、会期中なのか、そうじゃないのかっていうのも今はっきりしてないんですか。申し入れたわけでしょ、こちらが。会期中の申し入れをしたのか、会期が終わった後にやれやれと言ってやるのか、ちょっと、それをどう考えているのかお尋ねします。

○経済部長

当初申し入れの段階におきましては、先ほど申し上げましたが、早期ということで議会日程20日ということで承知しておりますので、その旨で申し上げます。

○川上委員

じゃあ確認します。向こうに会期中と言ったかどうかわかんないけども、会期中にというつもりで今申し上げているということなんだけど、それは市長、副市長は入らないところでということなんですね。経済部長が会いますという申し出をしてるわけですか。経済部長が行きますということになってるんですか。

○経済部長

先ほども申し上げましたとおり、最終的な意思決定ということで、先ほど申し上げますように四役、私も入りまして、先方とお会いしたいということでお話をさせていただいております。失礼いたしました。四役という言葉を使ってしまいました。市長、副市長ということで考えております。

○川上委員

随分時間かかるよね、その答弁出るまで。3月20日までという認識で、本市としては、市長副市長が、県魚の責任者の方とお会いしたいという申し出をしたということなんですか、そういうことですか。

○経済部長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

5秒で済むじゃないですか。このように、選定の仕方から、今の話まで、何ていうか不透明感がずっとつきまとうね。それから、地域の皆さんの意見はどのように聞いているかお尋ねします。菰田と庄内について。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:43

再開 10:43

委員会を再開します。

○都市施設整備推進室副室長

まず、現卸売市場があります菰田及び穂波の堀池のほうになりますけれども、まず、自治会それからまちづくり協議会において卸売市場の跡地の検討ということでお話をさせていただいております。ことし、30年2月になります。菰田地区、それから堀池地区、あと大字徳前になりますけれども、こういった地域の方々でつくります「JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会」という会を開催いたしまして協議をするようにしております。庄内のほうにつきましては、住民の方々につきましては、庄内のまちづくり協議会、それから飯塚東地区のまちづくり協議会の会長とお話をさせていただいております。あわせて工業団地の中に工業団地の会というのが、工業事業者で立地されております会というのがございまして、その事務局のほうに飯塚市の地方卸売市場を移転することで現在進めておりますというお話をさせていただいております。

○委員長

ほかにございませんか。

○江口委員

先ほど委員の数、学識経験者4名プラス職員が3名というお話がございました。学識経験者については、大学教授等、建築、土木の分野を想定している。また、市場の建設に携わった経験のある方を考えているというお話ございましたが、実際のユーザーとなる市場関係者に関しては入らないという理解でよろしいですか。

○都市施設整備推進室副室長

事業者の選定におきましては、市場関係者は想定しておりません。なお、設計者が決まりました設計業務を発注するに当たりましては、市のほうが窓口になります。市場関係者の意見を聞いて、それを設計に反映していくということで進めております。

○江口委員

先ほど1次審査と2次審査というか、最初、客観的な審査をやって、絞り込んだ後でヒアリングをやるというお話がありました。その最初の書類審査の段階では、私どもの設計業者はこういった形で提案をしたいというラフなデザインというものは出されるのかどうか、その点はいかがですか。それとも会社の規模とか会社の概要だけの審査になるのでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

提案書の中では、市場の、委員がおっしゃったラフな設計といいますか、図面を出していただくようには考えております。

○江口委員

やっぱり、どこにお願いしようかというときにそれは非常に重要なことだと思うんで、それを書いていただくべきだと思うんですが、じゃあ果たしてそれを書いていただくときに、1カ月と言われましたよね。公募の期間1カ月というお話でしたよね。その1カ月で果たしてそこまでが、設計業者さんでできるのかどうかというのがちょっと不安になるんですが、その辺りはどうお考えですか。

○都市施設整備推進室副室長

今までの飯塚市で行きますと、市立病院の設計、それから小中一貫校幸袋校、それから現在のこの庁舎がございまして。これがプロポーザルで設計者を選定した実績になりますけれども、こういった3施設を踏まえて、現在考えているところでございまして。1月程度を考えているところでございまして。

○江口委員

では、1カ月で提案のところまで、十分な時間と考えているということなんでしょうか、どう

なんでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

現在、我々事務局のほうとしてはそういうふうを考えておりますけれども、プロポーザル選定委員会の委員のご意見を踏まえまして決定したいというふうを考えております。

○江口委員

1カ月で果たしていいものができるかどうかという、私はちょっと時間的に厳しいのかなと思っています。ぜひその検討委員会が立ち上がりましたら、その中で時間的な部分も含めて検討していただきたい。「急いで仕事を仕損じる」ではありませんけれど、と思いますので、それについては十分な配慮をしていただきたいと思っています。

あともう一点、学識4名で実際のユーザーが入らない、市場関係者が入らないというお話がありました。果たしてそれでいいのだろうか、どうだろうかと思うわけです。またあわせて、実際に使う方々が、この最初の段階で入らないで、いいものってできるのか、思っていたのと違うということになりはしないかと思うわけです。3回で、1カ月程度で決めたい、5月には決めたいというお話がありましたけれど、その点についても、私はどちらかという、市場関係者にきちんと入っていただいて、市場関係者もいただいた提案を持って帰って、見比べた上で、私たちはこちらのほうがいいんじゃない、いいと思うよっていう、そういったキャッチボールができるような形のほうがいいのではないかと考えています。ぜひその点についても考慮していただきたいと思うわけですが、検討はしていただけますか。

○都市施設整備推進室長

先ほど副室長も言いましたように、今回はあくまでも設計業者を決めるものでございまして、実際に設計業者が決まった後、実際に設定が入った段階では、当然、市場関係者の方の意見も聞きながら、並行してやっていこうというふうを考えておりますので、今回の選定委員会の中で市場関係者をということは、現在のところを考えておりません。

○江口委員

実際の設計に入ったときに、キャッチボールするにしてみてもその手前の大まかな、大まかというか方向性、こういった形でつくりたいというその部分で、やっぱりずれがあるともったいないと思うわけですよ、正直な話が。使われるユーザーの方々からすると、こういう形があり得るんだ、ぜひこういう形で実現していただきたいよねって、自分たちが家をつくるときに、まるっきり人任せで、最後のときだけしっかり話するから誰か業者決めてよって話にはならないんだと思うんですよ。ぜひその点についても考えていただきたいと思うわけですが、副市長どうでしょう。

○都市施設整備推進室長

先ほども言いましたように、コンペ方式みたいに、このものをつくりますという提案じゃございませんので、あくまでも設計業者、設計業者なりにイメージはあると思いますけれども、当然それは設計業者のイメージであって実際に使われる方というのは、それからこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというのは当然出てくると考えております。ですので、業者を決めた後に、設計に入った段階で、その段階段階でこういうふうなもので今考えてますとか、これでいいですかとかいうのをチェックしながらというふうに、今私どもは考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○江口委員

設計のときに幾ら意見を言っても、基本となる考え方がずれてるとそれは不幸なことだと思うんです。手間数もふえますし。今回の議案については、委員の数は入っておりませんし、そのやり方も入っていないということを考えると、そこにはまだ検討の余地があると思うんです。その辺りをしっかり考えていただきたいと思うわけですが、担当室長はそうやってお話になっておられますが、市長、副市長はどうでしょうか。

○副市長

先ほど来、担当課が答弁しておりますように、今回につきましては、4名の学識経験者、3名の市職員ということで、市場関係者につきましては、先ほど言いますように、実際の設計の段階でいろいろご意見聞きながら、十分反映していきたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○道祖委員

執行部は今回、業者を選定するのにプロポーザル方式を採用していくと言ってるわけですよ。このプロポーザル方式っていうのは何なのかきちっと説明しないと。コンペとは違うし、総合評価方式とも違うと。そこがわかってないから、何か質問が、やりとりが何かおかしい感じに聞こえてくるんですけど、まず、行政は基本的な考えを持って業者選定するんでしょう。そのときにプロポーザルに対しては、プロポーザルとは何かという、提案を業者に求めるわけでしょう。ちゃんとそういうふうなプロポーザル方式の説明にあるじゃないですか。内容、方針、実施体制、実績をもって業者を選定すると。そこをきちっと説明しないから、業者選定のあり方っていうのがよくわかってないっていうか、行ったり来たりしてるんじゃないんですか。きちっとそういうことを説明してくださいよ。

プロポーザル方式っていうのは、まず、慣れた方はわかるでしょうけれど、委員会によってはそういうことを議論してない委員会もあるわけですから、だからあなた方は一方的に、わかってるからそういう説明をする。だけど、議員はいいものをつくりたい、早くいいものをつくってほしいという思いがあるから、いろいろ意見の行き違いがあってるんじゃないかと思いますよ。私はそう思いますけど、違いますか。

プロポーザル方式とは何なのか、まず、それをおさえて説明してください。

○都市施設整備推進室副室長

説明不足、申しわけございません。プロポーザル方式を選定しております理由としましては、建築の設計は、設計の内容や、設計の結果があらかじめ目に見える形になっているわけではなく、設計者によってその結果に差異が生じます。そこで、設計業務を委託しようとする場合に、設計金額の多寡による選定方式によってのみ設計者を選定するのではなく、これはいわゆる通常の入札になりますけれども、また、コンペ方式のように設計図を出していただいて、それを決めるというものではなく、設計業務を委託しようとする場合に、設計者の創造性、技術力、経験等を審査の上、設計業務の内容に最も適した設計者を選定するというもので、先ほど委員からもお話のありました、提案はしていただきますので、その内容、それから方針、会社の実施体制等を総合的に判断して、質の高い設計を求めるということでプロポーザル方式を採用するというので、今回提案させていただいております。

それと申しわけございません。先ほどスケジュールの中で私、約1月と申し上げましたけれども、募集期間につきましては1年半程度、その後に第2回目の審査会、第3回目の審査会を行うということで、7月に事業者を決定したいということにしております。申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:10

委員会を再開いたします。都市施設整備推進室副室長より、訂正の報告をしたい旨の申し出がございましたので、よろしく申し上げます。

○都市施設整備推進室副室長

先ほど、スケジュールのご説明をしました際に誤った発言をしておりました。申しわけありません。

プロポーザル方式の設計事業者の選定につきましては、4月の下旬に第1回の委員会を開きまして、4月から5月にかけて連休がございますので、5月の中旬から約1年半募集をいたします。その後、約1月間の間に第2回目の選定委員会と第3回目の選定委員会を開催いたしまして、7月中旬に設計事業者を特定するというスケジュールでございます。先ほどの答弁、申しわけありませんでした。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

ごめんなさい。さっきのところをちょっとこだわるんですけど、先ほど、関係者の意見については実際の設計段階でしっかり入れていくんだというお話がありました。ただ、それだったら、それこそプロポーザルをするのではなくて、普通に入札をすればいいと思うんです。なぜプロポーザルをするかという、やっぱりそこに設計者の考え方なりノウハウなりを入れたいからするわけでしょう。よりよいものをつくりたいからそうやってするわけでしょう。そしたら、その部分はきちんと評価する対象となります。その評価するときに、関係者の意見を聞かずにどうやってやるんだろうと思うわけです。当然のことながら、私が関係者だったらぜひ見せていただいて、私たちにきちんと意見を言わせてくれと思います。重ねてお聞きしますが、その点については、改めて検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:13

再 開 11:14

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室副室長

プロポーザルの方式につきましては、設計者の創造性、技術力、経験等を判断するものでございまして、提案いただきます市場の図面につきましては、参考とするものであり、それをもって、その設計をするというわけでは、ございませんので――。

○委員長

さっき言った。設計する中に市場の人を入れてやるからということだろう。参考は、市場の人のことを参考にすることだろう。もう一度言って。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:18

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室副室長

失礼しました。市場関係者の意見につきましては、現在も検討会議を設けておりまして、その中で皆さんの意見というのを伺っております。それをプロポーザルの選定委員会につきましては、前に答弁させていただきましたとおり、学識経験者と、それから市職員で対応させていただきたいと考えております。

○江口委員

ということは、この選定の過程においては、募集の段階まで、そこに関しては市場関係者のご意見を聞いて要項とかを考えるんだけど、募集してから決定までに関しては、市場関係者の意見は聞かないということよろしいですか。

○都市施設整備推進室副室長

選定の過程からいきますと、委員おっしゃるような形になります。

○江口委員

最後に1点だけ、そのことに関しては、市場の関係者は了承しておられるという理解でよろしいですか、どうですか。

○都市施設整備推進室副室長

プロポーザルにて設計者を選定するという事は、市場関係者にお話ししておりますが、委員についてのお話をしたことはございません。

○江口委員

委員についてはお話をしてない。それでもう一つ、その選定過程において、それに関してご意見はお聞きする機会はないということに関しては、了解をいただいているということによろしいですか。それとも、お話ししていないということですか。

○都市施設整備推進室副室長

市場関係者に対する説明としましては、事業者を決定する、このプロポーザルで設計者を特定する間に、皆さんの意見を反映させますということではなく、設計者が決まりました皆さんの考えをその設計の中に反映させていきますということでお話をさせていただいております。

○委員長

ほかに。

○上野委員

そもそもなんですけれど、市場の施設整備検討委員会からの答申は3つの市場がそろっての移転という答申だったと思うんですね。ですので、もう一度、この施設整備検討委員会に、2つの市場になるかもしれないけれども、この場合はどうなんだろうというふうに問いかけるのが当然だと思うんですが、そうされないんですか。

○都市施設整備推進室副室長

既に市場関係者との、実際にそこを使われる方々との合意には至っておりますので、改めて検討委員会に付議する、諮問するという事は考えておりません。

○上野委員

わかりました。第三者委員会からの答申が出てきても、その施設を使う方々の了承が得られれば、答申内容を変更するという事で理解してよろしいですね。

○都市施設整備推進室長

基本的には答申は3市場ということで出ております。その後魚の問題とかが出てまいりましたけれども、一応、答申内容については尊重するという事で、答申内容をそのまま行くという判断ではないと思います。ですから、最終的には執行部のほうで判断をするわけですが、今回の場合につきましては、市場関係者の意見も踏まえた中で、最終的には3市場でやっていたけれども、2市場でも移転をされますかというところで、それも合意を得ているというところで、最終的な判断をさせていただいております。ただ、今、魚の問題がいろいろ出ておりますので、最終決定がされた中で、それを設計のほうに反映する形になってまいります。

○上野委員

そうですね。この特別委員会でもいろいろご紹介もいただきましたし、ご説明もいただきました。私がちょっと気にしているのが、この第三者委員会からの答申というのはいろいろな施設で出てきているわけですよ。例えば、次の体育館の問題についても。第三者委員会は3市場前提で移転ですよ。これ大きな問題だと思うんです。それがもう根本的な問題ですよ。でも、魚がなくなった。しかし、残りの2市場、つまり使用、利用する方々のご理解、ご協力があれば、答申内容をそのまま引き継いで、2つでも行くよという行政は判断をされたわけですよ。これは、だから、どんな第三者委員会からの答申についても、そのような手続をされるんですよ、というふうに理解しておきます。

○委員長

ほかにありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第19号について反対の立場で討論します。今から理由を申し上げます。

本市は、保育所待機児童が何年にもわたって改善されず、新年度でも改善されるという確証がない。根底的には公立保育所をなくし、そして、公立保育所の保育士、募集しようとするれば、人材は、募集の何倍も応募があるのに、確保ができるのにしない。根底には、市財政の出動の方向が間違っているからではないかと思うわけですね。

それからコミュニティバス。既に縮小したコミュニティバスの路線と予約乗り合いタクシーの併用だけでは、広大な空白があることは既に市も認めていると。根底にはお金の問題ですよ。

それから、新年度からは介護保険の利用料が、平成12年スタート時からすればもう2倍近い。もう耐えがたい負担を押しつけようとしていますよね。

こうした中で、この間、振り返ってみると、新庁舎建設に110億円、そして今度は体育館の移転新築に45億3千万円という数字が出てきた。

こうした中でこの卸売市場の問題について言えば、17億円も18億円もかけると。財政見直し、先ごろ市長が見直しましたけれど、もう5年で12年前の前市長の財政の非常事態宣言水準を大幅に下回っていく。みずから解除していない非常事態宣言の水準以下に、5年後に陥ることを明らかにしている。さらに、5年後には財政調整基金、減債基金、合わせて20億円を切ってしまう。危機宣言のときは60億円ではないですか。

こういう流れがあるにもかかわらず、午前10時からの質疑答弁の姿を見てみると、あなた方には、17億円、18億円をかける、税金を。責任感がまずない。それから、緊張感もないですね。議会に対する誠実な答弁もない。第1であります。

第2は、市のもともとのスタンスは、3者で行くという立場ですよ。1者が、事情があって撤退すると言っていると。3月20日の、現在の予算議会の会期末までには、市長、副市長が会いに行くということで日程調整をしている、面会を求めているそのときに、3者で行きたいという申し入れでしょう。なのに、2者を前提としたこの議案が、相手に会ったときに、その話し合いの通行手形になるかどうか考えたらわかると思うんですよ。あなたがうんと言わないでも2者で行きますよと言って、会いに行くわけにはいかないでしょう。だから、本市としてはどうしても3者で行きたいということで、行くことになるはずなんです。そのときに、この議案を上程するという気持ちがまずわからない。福岡県魚市場のほうは、経営理念、信用を一番大事にしていますね。経営理念としては3つ挙げていますよ。これは知っておいたほうがいいですよ、話に行くときに。もう知っているでしょうけど。1番は信用を第一とする。それから、食品の流通を通じて消費者のニーズに応える。3点目は、地域社会に貢献すると書いてあるじゃないですか。そして、社訓でも4つ挙げていますけれども、何よりも信用を重んじよと書いていますよ。これは社員に対して言っていることなんでしょうね。そうすると、長い時間かけて、3者でこのように移転すると、審議を検討委員会でやっているのを百も承知ではないですか、この株式会社は。にもかかわらず、決まった瞬間に、決まったというか、答申が出た瞬間に、うちは田川に移転しますと。この会社が経営理念のとおり、あるいは社訓のとおり、信用を第一にするのであれば、今も。そこに頼ってきちんとした話ができるだろうと思うんです。

それから3点目は、先ほどの緊張感の欠如、責任感の欠如にもかかわらず、業者選定について非常にあいまいと。基準等についても、客観的とか言うけれども、一級建築士の数とかは最初からわかっているではないですか。3人だったらいいとか、2人だったらだめとか何も関係ないでしょう。何かありますか。成果品が重要なんですよ。しかも、その会社に一級建築士が3人いなくても、必要なら、いろいろリンクして頼んでいって、総力を挙げるんですよ。そのように考えていくと、この客観的というのはまやかashiになってしまう危険性がある。しかも、

7人の選定委員の中に市の幹部が3人入るでしょう。一番肝心かなめの入場する方々は入れないというわけですから。公正で、本当に役に立つ施設をつくっていくという点で、ずっと傷が残っていくのではないかという気がします。

4点目は、日程のことについて言われたんだけど、7月末と。5月末も7月末もあまり変わらないんですよ。担当者がつい5月末と言ったということで修正答弁しましたけれど、5月末と聞いても、市長も副市長もびくともしていないでしょう。ちょっと違うよなということもないわけですよ。それは、日程はこだわっていないということを、市長と副市長がみずから認めたことにほかならないと思います。

それで、私は今回議案については、県魚との話をきちんとする、対等の関係でね。お互い、信用を大事にして話し合いをするという点からいっても、市長はこの議案を一旦撤回するというところで臨んでいったほうがいいと思うんですよ。その立場から、今回議案については反対であります。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

「議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、「議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書は8ページになります。説明をさせていただきます。

新体育館等建設工事設計委託の設計者の選考につきましては、基本計画の中でプロポーザル方式としておりました。そこで、体育館等施設整備検討委員会を廃止いたしまして、かえて、新体育館等建設設計者選定委員会を設置しようとするものでございます。委員につきましては、学識経験者3人、市職員2人、計5名を予定しております。あわせまして、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、当該委員の報酬額を1万5千円と定めるものでございます。

選定委員会においては、新体育館建設基本計画及びプロポーザルの募集要項をご審議いただきまして、平成30年の4月中旬から約1カ月程度の公募期間を経て、7月中旬までを選定委員会による選定期間、そして、7月末または8月上旬に候補先設計者を選定する流れになると考えております。なお、附則においては、施行期日は平成30年4月1日からとしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

鯉田の陸上競技場をつぶして新しい体育館をつくるという基本計画案が発表されましたけれども、これについては、市民の反応としては、その後、どういう状況を聞いていますか。

○健幸・スポーツ課長

前回の委員会でも申し上げましたが、昨年12月15日から1月15日まで市民募集を行っております。合わせて150以上の意見がございまして、新しい体育館についての市民の方のご意見をたくさんいただいております。

○川上委員

だから、前回委員会でそれを聞いていますから、それ以降のことを聞いているわけですよ。

○健幸・スポーツ課長

要望書の提出があつておりまして、サッカー協会、そして剣道協会のほうから新体育館についての要望書の提出があつております。

○川上委員

サッカー協会からはどのような要望ですか。

○健幸・スポーツ課長

失礼しました。サッカー協会については、サッカー場がなくなるということで、その後の新体育館建設に係りまして、練習場所、試合場所を整備してくれというような内容でございまして、剣道協会につきましては、現在、建てかえに伴いまして、現在、――。

○川上委員

剣道は聞いていないでしょう。サッカー協会からは練習及び試合の会場を確保してくれという要望が出たんですけど、それはいつですか。

○健幸・スポーツ課長

今月の3月5日でございます。

○川上委員

サッカー協会から要望が出るのは何回目ですか。

○健幸・スポーツ課長

要望書の提出については、今回が初めてでございます。

○川上委員

口頭でも要望は出ているでしょう。いつ、最初出て、今回の文書の要望書提出になったのかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

口頭ではございますが、前回、ちょっと日にちのほうははっきりと覚えておりませんが、昨年中からそのような口頭でのご意見がございました。

○川上委員

それはどの段階ですか、昨年というのは。昨年といたら365日あるんですからね。どの段階ですか。

○健幸・スポーツ課長

すいません。正式にはあつてはおりません。今回が初めてでございます。

○川上委員

口頭で市民は要望を述べることもあるわけだから、それ、先ほど認めたではないですか。昨年と言ったでしょう。昨年の――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:42

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

○副市長

2月15日に筑豊サッカー協会の会長と、それからサッカー関係者の方が私のところに、個人的にということでお見えになって、先ほど言いましたように、サッカー場がなくなるからどんな考えですかということ聞きに来たことはございます。

○川上委員

副市長に面会があつて、要望したのに、20日後ぐらいに、今度は要望書を持って来たのはなぜですか。副市長にはもう口頭で要求しているんでしょう。20日たったら、今度は要望書を持

ってきたというのはなぜですか。

○副市長

2月15日に話したときは、私もサッカーをしていたもので、そういう関係でお見えになったもので、今後、サッカー場がなくなれば、どこか代替地は検討していかないといけないですねというような話だけしかしていなかったもので、それで相手さんが3月に入って正式に要望書を持ってこられたのではなかろうかと思っております。

○川上委員

市のやり方は乱暴だということで、副市長にまで面会を求めて要望したけれども、納得いかなから正式に文書で要望出したんでしょう。

そこで、現実的には、練習場とか、それから試合をする場の確保については、今の段階で市はどう考えているんですか。

○健幸・スポーツ課長

現在のところ、新たな代替地等というのは考えてはおりません。といいますか、新たなところを含めまして検討させていただきたいと考えております。

○川上委員

どっちですか。考えておりませんか、検討しますって、どっちですか。

○健幸・スポーツ課長

現在、利用団体等もございます。そちらと調整をしながら、今後、進めていきたいと考えております。

○川上委員

考え始めたということなんですね。どこを考えているんですか。鯉田でできなくなるのは、どれぐらいの頻度ですか、使用量。それを吸収するためには、どことどこを、どのように考えているんですか。

○副市長

今、鯉田の市民広場のことだと思いますけど、この委員会で、サッカー関係者が使っているのは58日という答弁を1回しております。58日のそういうものについては、吉北に多目的グラウンドがございます。芝のひいた。あそこを利用させていただいたらどうかなということで現在は考えております。それ以外はまだ今のところ、検討に入った段階でございます。

○川上委員

目尾の多目的グラウンドは、あれは調整池でしょう、そもそも。だから、雨が降ってもすっきりい、すぐできますよというふうにはならない。しかも、今知った。今、知ったということがわかりましたけれど。それで、サブグラウンドもないんだよね。だから、せっかく芝だとかいうけれども、そう使えないんですよ。だから、芝生のところは日程が空いているからどんどん使えというわけにはいかないでしょう。いきますか。

○健幸・スポーツ課長

できる範囲で使用していただいいていこうと思っております。

○川上委員

そしたら、58の使用回数は全部目尾で吸収できるという考え方ですか。

○健幸・スポーツ課長

目尾のほうだけでは、ちょっと十分にいきませんので、他の場所も含めて、今調整、考えております。

○川上委員

それはどこですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:48

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

すいません。先ほどの施設の分についてでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、健康の森の有効の利活用、それから、現在、サッカー等で利用していないような既設の施設、これについて検討させていただいて、利用者ができるような形で考えております。

○川上委員

今からさらにとということなんですけども、市長、急ぎ過ぎたというのが担当課長の今の答弁じゃないかと思うんですよね。

それから剣道についてもその後、要望、意見があったということでしたけれども、いつのことか、どういう内容かお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

先月、2月16日に要望書が出ております。内容については、移転後も利用できるような環境をつくってくれと。それから、新体育館で利用できるような環境をつくってくれと。以上のような内容でございました。

○川上委員

それは、弓道の皆さんの要望、意見と大体同じ趣旨ですね。新体育館が20%削減のこともあるんでしょう。狭くなったりね、使い勝手悪くなるよっていう問題。その一方で、従来のところを手を入れて充実してもらいたいという趣旨ではないかと思えます。それで、あと柔道からも要望出てるということですから、新体育館の基本構想設計にかかわる問題と、それから、それによってスポーツ施設が奪われてしまう分野の問題とあるんだけど、地域の問題で言えば、まず、鯉田から誘致要望が出てましたね。今回、こういう基本計画案つくったんだけど、鯉田地域の方々とはどういう話になってますか。

○健幸・スポーツ課長

鯉田自治会のほうから要望書の提出がっております。前回、前々回の委員会でもご報告をさせていただきましたように、ちょっと日付のほうはちょっと、現在のところ確認できませんので、一応、要望書の提出がっております。

○川上委員

既に本委員会に提出済みの資料で、11月6日付で、新体育館建設に関する要望書が市長宛てに、鯉田地区自治会長会名で出ております。私は、こういう質問したんです。鯉田の方々はこういう要望書を出しておったと。その後、鯉田に新体育館、移転新築建てかえしたいということになったんだけど、それについて、鯉田地域の方々はどういう意見を持っているのか、話をしたかということを知りたいんです。

○健幸・スポーツ課長

そのときには鯉田自治会長会からのほうは、特にはございませんでしたが、ただ新体育館があそこにもし建設されるということであれば、歩道、道路、そういうようなことを、必要なものを整備してくれというような内容だったと思っております。

○川上委員

それいつのことを言ってるんですか。今の道路のこととかは、いつ要望があったんですか、それ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:03

再開 13:03

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

申しわけございません。訂正をさせていただきます。鯉田地区自治会長会のほうから要望書が出てきましたが、それ以後については、お話し合い、そういうようなことはしておりません。

○川上委員

それはなぜですか。

○市民協働部長

地域の要望が出ました以降につきましては、双方においてそういった場を設けるような機会、要望もあっておりませんし、うちのほうからもしておりません。といいますのが、基本的には議会の議決をいただいた上で、計画が確定しましたら改めて詳細な協議をさせていただくというような形での口頭の説明はさせていただいておりますけれども、今の段階ではそういった形での最終的に議決いただいておりますので、要望は要望として受けまして、その要望を受けての、たしか口頭では基本計画そのものがこういった形で確定しております。基本計画を策定しましたということは口頭で報告いたしておりますけれども、それ以降は今の段階ではまだ議決をいただいておりますので、管理予算の議決をいただいておりますので、決まり次第改めてそういう機会を設けさせていただきますと説明をしております。

○川上委員

関連議案の条例もあるんだけど、議決とか簡単に言うけど、鯉田の自治会長会が要望、11月した。あなた方としてはそれに応える内容の計画案を出してるわけでしょ。にもかかわらず、その地域の人たちと、要望書を出した人たちとは何も話してないというのは解せないよね。議案だけは、予算だけは通してくれっていうわけでしょ。それで、そういうことできるためには、公式ではないけれども、非公式にこの自治会長会に対して、要請があったとおりにになりましたからというのを、どういうルートでか、あなた方が話しておかないとおさまりがつくはずがない。

それから、同じく幸袋地区自治会長会から要望が出てましたね。これは、ぜひとも健康の森公園、吉北に第1、第2体育館を建設してもらいたいと。第1、第2をつくってもらいたいという意味が、2つつくってほしいということなのか、統合して1つということなのか、そこはちょっとわかりにくいけども、結局、鯉田をあなた方選んだんだから、ここには回答したでしょ。幸袋自治会長会にはどういう話をしてますか。

○市民協働部長

基本計画の案を議会にお示ししました以降に、地域の方々との役員会並びに、たしかまちづくり協議会であったと思いますけれども、会のほうに出席をさせていただきまして、今の段階で、基本計画案をお示した段階では、こういった形で鯉田のほうでの基本計画案となっておりますというような形でのご説明をさせていただいております。

○川上委員

それいつのことなのかね。まちづくり協議会でしょう。自治会長会から要望書出てるんですよ。自治会長会には回答していないということですかね。

○市民協働部長

申しわけございません。私の失言かもしれません。当日はたしかまちづくり協議会と自治会長会が並行であったと記憶いたしております。我々としましては自治会長会のほうで説明したつもりでおります。

○川上委員

それはいつのことか、そして、要望書出したんだから、自治会長会は了承するということになったんですかね。それとも困るということになったんですかね。

○市民協働部長

たしか日には12月の下旬だったと思いますけれども、ちょっとはつきりした日には覚え

ておりませんが、役員会のほうに説明させていただいた後に、自治会長連合会のほうで再度説明させていただきました。その折に、どういう反応だったかというようなご質問だと思いますけれども、いろんなご意見が出まして、納得されたという話ではございません。あくまでも説明しましていろいろ反論もございました。結果としましては説明をしたというところに至っておりまして、了解をいただいたという話ではございません。

○川上委員

えっとね、飯塚市は訓令というのを出してるじゃないですか。訓令というのを持っているでしょう。例規集にも載ってるじゃないですか。市民から苦情とか意見とあったときはきちんと記録として、速やかに対応をします。相手にそのように話すこと含めてね。

そこで、次は、飯塚小学校のエリアには、昨年から年が変わってからも、このことについては、要するに今の現体育館を廃止することについては話をしていないということで、なぜかという質問をしたと思うんだけど、その後、話をしたかどうかお尋ねします。

○市民協働部長

具体的な話にまでは至っておりません。ただ説明会の調整につきましては代表の方と一度接触いたしておりますけれども、まだ、その具体的な日程調整までは至っておりません。

○川上委員

いつ接触したのか。そして、なぜ具体的な話し合いというか、説明の場が決まらないのか。いつするつもりなのか。議会中にできるのか、今定例会中に。そのところ聞かせてください。

○市民協働部長

地域の方々のご意見としましては、口頭でのご意見でございますけれども、災害の避難所がなくなるということよりも、体育施設がなくなるということについてのいろいろのご意見があるというふうな話は聞いております。今言われます日程の調整の中で、本議会中というふうな形はなかなか調整が難しいと思っておりますけれども、できるだけ早い機会にそういった機会の必要性も含めて再度調整させていただいた上で、必要であれば説明会を設けたいというふうに思っております。

○川上委員

いつ接触したのかって聞いたじゃないですか、最初。誰と会ったんですか。自治会長会なんですか。その、いつ、誰と接触したのか、会ったのかね。さっきからずっと答弁がないけど、本当に会ったんですか。

○市民協働部長

市のほうとして、そういう意向を持っておるので、そういった機会を調整させていただきたいということを代表者の方とお話をいたしております。

○川上委員

代表者って、ということは団体なんですかね。どういう団体の代表者なんですか。

○市民協働部長

自治会連合会の代表の方でございます。

○川上委員

そこと話し合いをする場がまだ決まらないのはなぜですか。

○市民協働部長

言われるとおり、我々としてちょっと事務方でバタバタいたしております、なかなかそこ辺の事務方の日程調整自体が行きついておりませんので、相手方様との打診自体に至っていない状況でございます。

○川上委員

今聞いていくとね、スポーツ関係の方たちで移転大賛成という人は全然ないですね。それから、困りますということについても誠実な話し合いというのはないですね。しかも、サッカー等につ

いては、これは解決不可能ですよ。サッカーとか、グラウンドの使用について理解がない人だけが埋めれば大丈夫でしょうとか思うわけですよ。それから、スポーツ施設としても、それから避難所機能の問題についても、失っていく飯塚、それから来てもらえなかった目尾について、積極的な説明とかいう意思もない。朝倉地域のことまで、あの大被害のことまで片峯市長は取り上げて避難所機能のことについて言ったじゃないですか。にもかかわらず、現実的にはまともな話があってない。20%床面積の削減のことが根底にあり、これは国の責任が大きいんだけど、現体育館が廃止になって移転新築建てかえてなると、あの建物は解体しようっていうことでしょう。そうすると、跡地利用についてはどういう話になっていますか。

○健幸・スポーツ課長

現在では、跡地利用についてはまだ方向性に行っておりません。そのままでございます。

○川上委員

関係業者から問い合わせ等があると思うんですけど、どのくらいあってますか。

○健幸・スポーツ課長

私どものほうにはそういうようなお問い合わせはあっておりません。

○川上委員

あの土地を購入したいと思う場合にはどこに相談したらいいんですか。

○健幸・スポーツ課長

現在はまだ行政財産のままですので、お問い合わせをされるとしたら健幸・スポーツ課のほうになるかと思えます。

○川上委員

筑豊ハイツをまさかここに持ってくるわけいかないし、音楽大学ならどうかとか、みんな心配するわけですよ。跡地利用についてまだ考えてないということは今確認しました。

それから次は、3月5日の日に耐震診断を委託していた業者が判断会議を2月5日に続いてやってるはずなんですけど、前回、これまでの委員会の中で、片峯市長もその結果について見たいんだというふうに言ってましたけど、成果品が出るのは来週になると思われますけど、この間の答弁から思われますけど、速報が来てるはずなので、片峯市長が見たかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

速報と言われました、速報については市長のほうには報告をさせていただいております。

○川上委員

私の一般質問に対して市長は答弁に立たなかった、体育館問題で。部長が答弁立って、耐震診断で耐震補強の必要はないということがわかれば新築移転考え直しますと、答弁したでしょ。耐震補強が必要ない建物とかいうのはないわけです。それはずっと言ったでしょ。にもかかわらずそういう居直るような答弁をしているのは許しがたいと思う。だけど、その言葉が真剣ならば、耐震診断がどうで、耐震補強がどの程度の予算でどの程度できるのか。付加的なことをしないとイケないということならば、どれぐらいなのかとかね。部長自身が本委員会で、耐震補強だけなら10億円もかかりませんって言ったけど、かかるわけないでしょう。だから、いの一に耐震補強がどのくらい必要なのかについて、もう市長が見ないといけないのに、まだ市長に見せてない。市長も見せろとも言わないわけです。市長はなぜ見ないんですか。（発言するものあり）市長はそれ見られたわけでしょう。見てどう思われました。

○市長

まだ、それこそいわゆる中間の報告でございましたが、今の現状のままで熊本でありました震災のような規模の地震がない。そのことを祈るのみだと思います。

○川上委員

部長が先ほど言った答弁は市長も聞いてあるわけですから、耐震補強の必要がないのであれば、もう方針見直しますよってことでしょう。これについて聞いているわけです。どうですか。

○市長

たしかあのとときの部長の答弁は、耐震補強の必要がないということだったら建てかえを必要としないということも選択肢の一つでしょうがというように答弁したものと記憶を、まずしていません。結果的には、耐震補強が、あのまま残すのであれば必要であるということ、そして、耐震補強工事が完了するまでにどのくらいの期間かかるのか。そして、費用はどうか。今後、どういった検査が必要なのかというところまでの打ち合わせは内部で現状しておりますが、いかんせん、最終結果が出てから、さらにそれを詰める必要があるというように考えております。

○川上委員

来週12日くらいには最終的な成果品が出るのではないかというふうに前回言っていましたよね。それで、きょうじゃないですか。きょうか。16、16か。いずれにしても、もう間もなくなんですよ。しかも今会期中じゃないですか。ですから、部長が10億円もかかりませんよとかアバウトなこと言ったけど、議員の中から、直方の場合どうなのっていう指摘があったでしょう。現実に耐震診断結果に踏まえて、耐震補強どのくらいでできるのか考えてみれば、当初計画15億5千万円じゃないですか。仮に10億円かかっても、耐震補強に、あと5億5千万円でどれだけのことでできると思いますか。もしこれが、耐震補強が何千万円という規模であれば、1億円以下という規模であれば、未来に向かって相当な年月安全ですよ。補強できるんだから。そして、必要なものがありますよと、駐車場含めて。全部整備できますよ。だから、まず耐震診断の結果を待って、そして委託もしないといけないかもしれないけども、どのくらいの費用で大規模改修ができるのかというのを落ちついて考えて、15億5千万円よりはるかに安いかもしれませんよ。エレベーターつけたり、倉庫つくったりしたとしても、駐車場をつくっても。そういうことを考えるべきではないかと思うんだけど、やみくもなやり方はちょっと困る。

それで、質問だけど、大規模改修で行きましょうという基本方針が、2年ぐらいたつと移転新築建てかえに変わりましたよね。キーワードになるのは、片峯市長が教育長時代に、既に市のそういう考え方に対して、やっぱり相当規模の体育館を、大会ができるような体育館を移転新築建てかえしたいんだという意図を持っていたと。意思を持っていて、それが市の幹部職員の中に知られておったということが出発にあるのではないかと思うけど、市長、そうじゃないですか。

○市民協働部長

体育館の移転建てかえに至ったプロセスでございますけれども、平成28年3月に検討委員会の附属機関の議決をいただきまして、それ以降、附属機関のほうでの議論での移転建てかえという結論でございます。最終的には答申を、昨年5月8日、この新庁舎オープンの日、検討委員会の議論につきましては前市政の中での検討でございまして、最終的な答申につきましては、新しい現片峯市長のもとで、5月8日の日に答申がなされております。最終的には、その答申を受けまして、今、新市政の中で移転建てかえという結論に至っておりますので、プロセスとしてはそういうプロセスでございますので、検討委員会での検討、答申、それを受けての市の判断でございます。

○川上委員

肝心かなめの教育長が、大規模改修ではなくて、移転新築建てかえの意向を持っていることが、幹部職員の中でみんな知られるような状況の中でこの検討委員会が設置されて、第1回目の検討会議、齊藤市長のもとで行われた検討会だけど、6月30日にあってます。このときに、委員から、こういう質問が出てますよね。改修なのか。改修なのかって聞くわけですよ。建てかえするのかの判断は、現在のところ市として考えていないのかと。これに対してどう答弁してます。

○健幸・スポーツ課長

そのときの答弁ですが、市の責任において、基本計画という形で定めることになると思うと。その参考となる機会をこの委員会でいろいろいただいた中で、その方向性を決定していくというふうに考えているというような答弁をしております。

○川上委員

その参考となる機会をではなくて、意見をでしょう。この事務局としての回答は正しい。諮問したんだから。改修しようとずっと決めていたけど、それでよいのか、建てかえがいいのか、考えてくださいよという諮問をしたわけです。委員の中から今言ったような質問が出た場合、執行部というか事務局は、今言ったように、皆さんの意見を聞いて、答申をいただいて考えていきますっていうのは当たり前のことですよね。ところが、1カ月後、7月28日になると、同じ答弁が続くかどうかということがあるわけですね。7月28日の検討委員会は、6時28分から、夜ですよ、7時41分まで73分間あってるんですよ。その最初のほうで質問が出るんですよ。建てかえ、今度は建てかえが先に来るわけですよ。建てかえ、大規模改修における市の考え方はどうなのかと聞くわけですね。順番違うんです。今度は建てかえ、大規模改修における市の考え方はどうなのかと聞いてくるわけです。なぜ順番が変わるんでしょうね。これに対して、この間指摘しているけども、市はどういう答弁するかが重要なんですよ。どういふ答弁しましたか。

○健幸・スポーツ課長

市の答弁でございますが、市として決定しているわけではないが、耐震基準を満たしていないこと。2つ目でございます。駐車場不足の問題。3つ目でございます。工事期間中の代替施設の確保が困難。4つ目でございますが、大規模改修で耐用年数が延びるということではない。5つ目でございますが、建てかえは一時的な支出は大きいですが、長期で見ると改修よりもコストがおさえられるなどを考慮すると建てかえが望ましいのではないかと考えているという答弁でございました。

○委員長

川上議員、質問は前回もちょっとこれに似たような質問されたと思うんですよ。それちょっとそこのところまとめてからお願いいたします。

○川上委員

この時期は、平成28年6月28日には皆さんに相談してるんですっていう答弁した。ところが1月たった7月28日には、市はこういう考え方ですっていうのを言うてしまうわけですよ。そうしたらあと2問出るんですね。建てかえの予算を確保しているのかとか。1問だ。建てかえの予算を確保しているのかという質問が出て、そうすると、市は、現在、市内部において協議中で、補助金や有利な起債等を探しているところである。全て単費では大変な負担となるので、そうならないよう検討していきたい。ただ、現在これといった具体的な材料を出すものがないと言ってるんです。お金の当てはありませんと言ったわけ。ところが、委員長がこれまでの意見を総合するに、委員会としては建てかえという方向でよいかと来るわけですよ。異議なしと。委員長が、それでは委員会としては建てかえを望ましいということで意見の集約があったこととするということで締めくくっているわけですよ。これ、この後随分長く会議録があるので、実質的に建て替えが望ましいという意見集約は、もう10分か20分。音声記録を見ればわかると思うけど、たったこれだけのことで決まってしまう。6月30日の事務局答弁から7月28日までの事務局答弁の変更まで何があったのかお尋ねしたい。どうして答弁が変わるのか、変わったのか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

この答弁の内容については、申しわけございませんが、わかりません。

○川上委員

あのね、この頃というのは前市長と副市長がかけマージャンに明け暮れていたときですよ、ちょうど。その時期、その時期に莫大な予算が伴う、財政出動を伴うものについて、現在、お金がどうなるかわからないけどもやりましょうというようなことを事務局の主導で、検討委員会が決めてしまってる。これが、インターネットで今も公表されている会議録の中にあるわけですよ。読めば誰でもわかる、この態度の変更が。何によってこういったことが。だから、委員長と事務

局で、6月から7月にかけて、第2回の検討委員会の前にこういうやりとりをするということを実は打ち合わせをしておいたのではないかという疑念を持つわけです。ここは市長、いっぺん調査してもらいたいんですよ。何があってこういう誘導回答をしていったのか、わずかな時間の間に。根底には片峯、当時教育長がそういう意向を持っていたということが悪い意味での忖度された危険性すらある。だから、これはそうではないんだということを、誰が調査するかというと、片峯市長ですよ。これは、こういうことで、こういう答弁を、回答を変えたんだけど、こういう正当性があったと。片峯市長が調査をして明らかにする必要があるよ。私はね、ここに、まあいいや。片峯市長、調査をしてみませんか、ここ。正当性があるのかどうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:35

再 開 13:36

委員会を再開いたします。

○市長

今ご指摘の平成28年6月から平成28年7月、この1カ月の間に、この検討委員会の中でどういふうなやりとり、変化が会議以外のところであったのかどうかについて、私も今のやりとりを聞いていて、どういうことか何かあったのかなと正直思いますので、当時の担当者と、それから、その検討委員会の委員長さんには私のほうからお尋ねすることはしたいとは思いますが、それが調査を云々というようなことは考えておりません。

それから、もうこれご承知の上でおっしゃってるんだと思いますが、教育長の立場ではこの当時、私が所管外のことですから、自分がそこに意志を直接反映させるというようなことはできない形ですし、それはありませんでした。ただ、これも事実でございます。3年前か4年前に、インターハイの男子バレーが飯塚第1体育館でございました。そのときはまだ所管が教育委員会でございました、体育施設。お受けをしたときに、空調がない体育館、そして駐車場がない体育館の中で、随分臨時予算をつけて、それに対応いたしましたので、ずっとこういうことを続ける飯塚市でいいのかなということについては、会議の中で問題提起をしたことがあります、それ以外についてのことについては、そのような発言はしてこなかったというように認識をしております、この立場になるまでは。

○川上委員

私は調査と言い、市長は聞いてみると言われて、どちらでもいいんですけど、それ調査と言うんですよ。

それで、片峯、当時教育長、後に市長が今おっしゃったことであればね、移転新築建てかえをする必要は別にない。従来の大規模改修でもう十二分に対応できることなんですよ。にもかかわらず、このように6月30日の事務局の態度、回答と7月28日の回答は、なぜこのように変わるのか。ルール違反でしょう、7月28日の回答は。公務員がこういうルール違反の回答をするはずがない。通常は絶対ないです。なぜ起こるんですか。というところなんですよ。これを自分の考え方の、1回か2回か知りませんが、意見表明がそれに影響を与えていないかどうか、やっぱり振り返ってみるという作業は責任ある者としては当然するべきことだろうと思うんですね。

それで、あと短く聞いていきます。それで、この基本計画を出すときに、素案の段階で、私ももともとの方針どおり、安く立派なものができる大規模改修はどうかと。従来でいいじゃないかというふうに言ったと思うんですけど、市は鯉田か目尾という議論の中で、素案を用意しましたね。部長の指示で鯉田ということ素案を用意したということなんだけど、これは、部長が一存で鯉田へということ基本計画、素案をつくるようにしたのか、それとも、市長の指示でそのようにしたのか、お尋ねします。

○市民協働部長

スケジュールのことをいつも言いますけれども、今回、関連議案、関連予算を計上させていただいておりますけれども、財源を使って、できるだけ一般財源をおさえた中で事業を進めるにはという前提のもとに逆算しますと、今年の年末までには基本計画そのものの案を表明した上で、予算の計上するまでに計画を確定するという段取りがどうしても求められております。そういった中で、11月の末にたしか基本計画案を示させていただきましたけれども、これ計画見ていただいたらわかるかと思えますけれども、そこそこのボリュームがある中で、事務方からどうするかというような話がありまして、私個人的な判断としまして、最終的にどうなるかわからないけれども、一方でつくっておくようにというような形で、その1つの選択としては、鯉田のほうをまず案としてつくっておくようにというような指示を私の判断でさせていただいております。結果として、案そのものを上部なり庁議なりで確認する段階で変更があれば、その段階で表記を入れかえるというような頭で、まず素案としましては空欄にせず、一方のほうでつくっておくようにという指示のほうを私の段階でさせていただいております。

○川上委員

私が聞いたことにお答えになってないんですよ。そのとき、3つの選択肢があったわでしょう。従来方針で行く、鯉田に行く、目尾に行く。この重大な問題があつてるときに、部長一存で基本計画素案に移転前提で鯉田と書くようにとすることができるはずはなかろうと私思うわけです。だから、市長の指示とかなかったかと聞いたわけです。あつたか、なかったか、今、全然答えてないんですよ。

○市民協働部長

建てかえか改修かの判断につきましては、たしか8月の上旬の特別委員会で、市長のほうから表明があつたかと思えます。そこの後の事務方での事務処理の段取りにつきましては、私のほうが案としてたたき台をまずベースとしてつくっておくようにというのは、基本計画をつくっておくようにというのは私が指示しておりまして、市長のほうからこっちのほうでというふうな指示はあっておりません。

○川上委員

それで、質問としては最後にしますけど、先ほど片峯市長は調査、聞き取りをしようというに言われました。それも含めて、一般質問で質問したように、今回まとまる耐震診断に基づいて大規模改修を検討する。そして、その結果をどういう手法でどのどういうことができるのか、その費用、財政出動はどのくらいかかるのか明らかにして、新築移転についてはもう明らかにしてるわけですから。移転新築については明らかにしたでしょう。今度の耐震診断の成果に立って、そここのところを市民に公表して、時間をかけて、市民の意見を聞く。もう移転新築のほうは意見はもう出始めてますよ。困りますという声のほうが多い。そういうやり方をすべきではないかと。くどいけど移転新築についてはかなりイメージ持って公表されてるんだけど、従来方針の大規模改修についてはこれからですよ。せつかく729万円かけてやった耐震診断。本当はもう何年も前にやって今、安心できる。熊本地震が来ようが大丈夫なものが既にできているはずなんですよ。多分2億円ぐらいで。それがずっとされないで放置されているのが何のゆえかということも考えながらと思うんだけど、市長、ちょっと立ち止まりませんか。もう一つの従来方針を、もういっぺんこの耐震診断の成果の上に、改めて市民に公表する、意見を聞くというふうにしませんか。答弁を求めます。

○市長

耐震の診断の結果が16日に出ますので、その結果、正式な結果を受けまして、費用面、それから、今現状、第1体育館使用なさっている市民の方がいらっしゃいますので、その方々にどのように事実のお知らせ、使用上の注意等も含めまして公表していくのかについても検討いたしますし、それを機会に、ぜひ私も耐震をし、空調を整備し、バリアフリーへの対応ができ、駐車場

の確保をするために現状では幾らかかるのか。そして、現在いろんな声はありますが、集約化ということで、現状の新体育館の建設を計画しておりますので、そうでなく、今集約する部分についても、今の第1体育館を残すということは、それらの施設も残すという考え方になりますので、そこを維持していくためにどれぐらいの費用がかかるのか、そういうようなことをきちんと整理した上で市民の皆さん方にも、財政的な優位性についてご理解いただけるようなものにしていきたいと、そのように考えています。

○委員長

ほかに。

○松延委員

すばらしい質問が長々とありましたので、私は質問するのがなくなりました。

まず、市長は2月の、先ほど出てましたけれども、委員会で診断結果見たいというふうな言葉、私も覚えております。それで今回こうして、条例の一部変更で建設設計者の選定委員会の設置を提案されております。ここら辺のところは、今までスケジュール等につきましては提示されてきました。今回、こういうふうにして、時間的なもの、私から言えば時間的なもの、財政的なものがあるということで今回提案されたと思っておりますけれども、そのこのところの理由を、端的でよろしゅうございますので、よろしく願いいたします。

○市長

今、質問者ご指摘のとおり、皆さんも思っいらっしゃるとおり、本来であればその結果を見ましよう。そして、耐震工事が終わるまでもどれぐらいかかるかというとは、担当部局と話しましたら2年かかると。その2年間のまま、そのままなのかという問題が1つでございます。もう一つは、私どもがぜひと思っておりますのが、これ担当部局のほうから従前にも説明しておりましたとおり、今回の体育館建てかえには、公共施設の最適化事業債のような起債をぜひ使わせていただきたいと。これを使いますと、これも御承知のとおり、90%適用でそのうちの50%、つまり45%を国が面倒見てくれると。こんな起債が使えるのがもうあと3年間しかありませんので、その間にやり遂げてしまわないと、これから先のこのような起債がない状態であれば、この飯塚市でこのような新体育館建設の取り組みもできないので、そのような時間的なことを逆算しますと、今回の3月議会のほうにそのワンステップとして、飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいたところでございます。

○松延委員

大体わかりました。それで、財政調整基金、減債基金等につきましては、今回の一般質問等で、財政シミュレーションの中で、140億円あるのが10年かかったら20億円を切るというようなことございますけれども、今からいろんな、そこにはいろんな今後の衛生施設組合等そのこら辺のところ含まれておらないというふうな答弁もありました。行政経営部長のほうからも中身についての説明ありましたけれども、私どもも心配するのは、やはり10年後、ここにおらっしゃる幹部の方、あるいは議員の方、おらっしゃるかどうか、これもわかりません。やはりそこら辺のところ、常に財政状況を見ながら、市長大変でしょうけども、常に頭を入れながら一つ一つ執行していただきたいというふうに思っております。先ほどの最適化事業債につきましても90%、これは有利なものと思っております。当然その後の交付税措置等も考えられた上での今回の決断でしょうから、一つそこら辺のところは、常に財政状況を市民に13万人のために、やっぱり心配をして進めていただきたいというふうに思っておりますので、どうかその点だけ一つ、頭に入れていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに。

○上野委員

今る聞かせていただいておりますが、耐震診断が3月16日に最終的なものが出てくるんで

すよね。確認です。

○健幸・スポーツ課長

申しわけございません。先ほど市長が答弁されておりますが、16日がまだ確定したわけではございませんので、16日前後といえますか、それになる可能性が多ございます。

○上野委員

各委員さんも、市長も言われたように耐震診断の結果がとても重要だと、私も思うんです。できますれば、委員会の採決を19日の予備日がありますので、ここまで待つていただいて、耐震の結果が出るかどうかぎりぎりまで待つて判断するのがよしいんじゃないかと思いますが、委員長においてお取り計らいをしていただけませんかでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:52

再 開 14:11

○委員長

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 14:11

再 開 14:12

委員会を再開いたします。市長、お願いいたします。

○市長

すいません。いろいろご指摘もいただいております件について、現状でのことと、現状での考えをお示しさせていただきます。

まず、耐震診断につきましては、中間の報告を受けました形では耐震工事が必要な状況でありますので、正式なものが来ましたときにも、そのことはおそらく変わらないだろうと思っております。

それから2点目の財政シミュレーションを見て、非常に不安な状況もあるけれど大丈夫なのかというようなご指摘もありました。あのシミュレーション見ましたら、ご指摘ももっともだと思っております。現在、私も、重点を置いてすべきこと、それから同じやるでも方法について再検討をすべきこと等を、当局と相談をいたしまして、ややもすると、もろもろのいろんなことで、ここまでのことができたならやりたいというマックスの部分での予算の試案がなされていた部分もありましたので、少なくともここまで、最高マックスでここまで、でもできたならこの程度はというような3段階での見直しを各事業についても、今、指示をしているところでございます。それらを基に厳しいシミュレーションを、何とかより見通しの明るい方向に持っていくように、現在しております。この体育館につきましては、先ほど説明しましたとおり、今、有利な起債が使用できる期間中に移転新築という形で実施することのほうが、財政的な将来にわたるメリットもあるということ、今後きちんと整理し、議会や、そして市民の皆さんにも見える形でお示しをしていきますので、今回の議案第20号につきましては、それに向けて一歩前に進めさせていただきますようお願いいたします。

○委員長

それでは、上野委員の、本案について3月19日に改めて審査をすべきという発言を動議として、委員会にお諮りしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第20号に対する本日の審査をこの程度にとどめ、3月19日に審査を行うことに賛成の議員は挙手を願います。

(挙 手)

可否同数でありまして、よって、飯塚市議会委員会条例第17号第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を採決いたします。委員長といたしましては、申しわけないけど否決させていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

○川上委員

私は、議案第20号、新体育館等建設設計者選定委員会の設置に反対の立場で討論いたします。反対する理由は3点であります。1つは、本委員会での審議の過程で、市長が答弁した点についてであります。そのうち1つは検討委員会での審議での移転建てかえが望ましいとの意見集約の過程でのルール違反がなぜ生じたかについて解明をしたい。また、その背景に、片峯市長の意見表明があったのではないかについての調査、これには時間が必要であります。また2点目は、耐震診断、3月16日ごろにはと言われる耐震診断結果の報告を待って、耐震補強その他の改修を含めて幾らかかるかを試算し、体育館利用者、市民からの意見聴取を行うということについても時間がかかります。また、財政見通しについてでありますけれども、45億3千万円かかる体育館の移転新築建てかえが、12年前の非常事態宣言の水準を5年後に大きく下回り、さらに3分の1にまで低下する見通しに重大な影響を与えていることを考慮し、現在、その負担の軽減について検討を指示しているということでした。この3つの点を考えると、今定例会でこの議案を急いで可決し、選定委員会を設置する理由がなくなっただろうと思われま。市民の少なくない声が、片峯市長、少し急ぎ過ぎだと、ちょっと立ちどまって考えてもらいたいという声だろうと思えます。したがって、今回議案については、時期尚早ということで反対であります。

○委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきことと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:21

再 開 14:21

委員会を再開いたします。これをもちまして、経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。